

特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の 安定的な提供の確保に関する基本指針（案）の パブリックコメント概要

2023年4月

基本指針案に関する意見の例①

	意見のポイント	意見の内容
◆ 第1章関係（制度の基本的な考え方に関する意見）		
1	規制措置は合理的に必要と認められる限度において行うという方針を支持	法の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしていること等の方針を支持する。
◆ 第2章関係（特定社会基盤事業者の指定に関する意見）		
2	特定社会基盤事業者の指定は競争関係に配慮し行うべき	特定社会基盤事業者の指定に当たっては、特定社会基盤事業者に指定された者と指定されない者との競争関係に配慮してほしい。
3	海外事業者も同等の基準で特定社会基盤事業者とすべき	特定社会基盤事業者については、国内事業者だけでなく、国内で事業を行う海外事業者についても同等の基準で対象とすべき。
◆ 第3章関係（特定重要設備、重要維持管理等に関する意見）		
4	特定重要設備、重要維持管理等、構成設備は真に必要な範囲に限定すべき	対象とする特定重要設備、重要維持管理等、構成設備の範囲は、影響の度合いを踏まえて真に必要な範囲に限定してほしい。
5	プログラムの変更に関する基準や例を示すべき	プログラムの変更に関する軽微な変更について、具体的な基準や例などを示していただきたい。
6	再委託先の届出に関する特例の具体的な場合を示すべき	「再委託を行った者を確認することにより、以後の再委託を受けた者を確認せずとも特定妨害行為の手段として使用されるおそれを審査することが可能である場合」について、具体的な場合を示してほしい。
7	クラウドの検討にあたっては既存の制度等を参考にすべき	クラウドサービスに関しては事業所管省庁間で考え方を統一すべきであり、検討に当たっては、グローバル・ベストプラクティスや、既存のセキュリティ標準を参考にすべき。

基本指針案に関する意見の例②

	意見のポイント	意見の内容
◆ 第4章関係（導入等計画書の届出、審査、リスク管理措置等に関する意見）		
8	届出事項は最低限の事項にとどめるべき	届出事項は、審査に必要な最低限の事項にとどめるべき。
9	届出事項にある「一定割合」については他の制度等も勘案すべき	特定重要設備の供給者等に関する届出事項の例にある「一定割合以上の議決権保有者の名称、国籍、保有割合」や「外国政府等との取引高が一定割合以上である場合、当該国名及び割合」の水準は、他の制度等も勘案して定めるべき。
10	役員 の 範囲は最小限にとどめるべき	役員 の 範囲は、当該企業に大きな影響を及ぼし得る者に限定すべきであり、会社法上の役員 の 中 ても最小限に留めるべき。
11	直接の担当者も役員と同様の情報開示を要求すべき	役員 の 範囲を明確にすべき。供給や委託を行う子会社についても役員 の 情報 は と る の か。直接の担当者についても役員と同様の情報開示を要求すべき。
12	提出された情報は厳重に管理すべき	導入等計画書に記載される事項や事前相談事項については、機微性に鑑みて、関係省庁内で必要最小限の範囲に限って共有し、厳重に管理されたい。
13	審査基準を具体的に示すべき	考慮要素等の審査基準について、より具体的に示すべき。
14	「外部にある主体から強い影響」について具体的に示すべき	「外部にある主体から強い影響を受けている」とはどういう状態を指すのか、より具体的に示して欲しい。
15	ブラックリスト・ホワイトリストを公表すべき	予見可能性の向上のために、例えば特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい機器や過去審査に通過した機器のリストなどを公表されたい。
16	同一事業者の審査には配慮すべき	同一事業者が過去同様の内容の審査を終えている場合には、審査に当たって考慮し、効率的な審査を行うべき。

基本指針案に関する意見の例③

	意見のポイント	意見の内容
17	リスク管理措置は、事業者の主体的な取組を積極的に評価すべき	特定社会基盤事業者がリスク管理措置を講じているかどうかについては、事業者の主体的な取組を積極的に評価すべき。
18	リスク管理措置の「契約等」による担保については、契約以外にも許容されるか	「契約等により担保」に関して、例えば委託・供給先が発行する第三者評価（SOC2レポート等）にて代替する等の対応は許容されるのか。
19	供給者や委託の相手方が情報を提供するよう、政府から周知すべき	設備の供給者や委託の相手方には情報提供義務がないため、実効性が担保できるか疑問。特に供給者や委託の相手方が外国企業である場合には、相手方の理解を要するため、政府からも対外的な情報発信をお願いしたい。
20	契約済の設備の審査は配慮すべき	契約済の特定重要設備の導入について、本制度対応による影響が生じないようにしてほしい。

◆第5章関係（政府からの情報提供、相談窓口、関係者等の意見の考慮に関する意見）

21	入札に関する審査のタイミング	入札にて事業者を決定する場合、事業者の審査はいつ実施する想定か。
22	指針の見直し等について賛同	基本指針案が政府とステークホルダーとの間の継続的なコミュニケーションの必要性について特に指摘していることについて賛同する。また、複雑な国際関係や社会経済の状況に鑑み、基本指針案が、継続的に見直されるべきことについても賛同する。

◆第6章関係（政府の体制等に関する意見）

23	政府の情報力を強化すべき	特定妨害行為の防止に向けて必要な情報を収集するに当たっては、政府の情報力の強化にも取り組むべき。
----	--------------	--